



国海安第292号の2
平成27年12月24日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 榎田 實 殿

国土交通省海事局
安全政策課長 金子 栄喜



船舶検査心得の一部改正について
(自己反応を抑制する必要がある貨物に係る特別要件の一部改正)

標記について、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年9月27日運輸省告示第549号）に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしく取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正について

平成27年12月
海事局検査測度課

1. 改正の背景

平成26年5月に開催された第93回海上安全委員会において、自己反応を抑制する必要がある危険物を運送する場合の特別要件を改正すること等を内容とするIBCコードの改正が採択された。当該改正は平成28年1月1日に発効予定であり、我が国においても改正内容を担保するため、船舶による危険物の運送基準等を定める告示について所要の改正を行うこととしている。

今般、これらの改正に伴い、以下のとおり船舶検査心得の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 安定化済証明書の記載内容の追加

(危告示別表第8の3 備考12.1.13.3 関連)

自己反応を抑制する必要がある貨物を運送する場合であって、自己反応を抑制するために安定剤を用いる場合、製造者から安定化済証明書を入手し、船内に保管することが必要である。

今般、安定化済証明書に酸素依存性の有無を記載することに加え、酸素依存性がある場合には安定剤が有効に働く酸素濃度の下限値を記載することが必要になった。

(2) その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

施行：平成28年1月1日

○船舶検査心得新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第8の3</p> <p>(a) (略) (b) 備考12の特別要件は、各要件ごとにそれぞれ次に掲げるところによるものとする。 (1)～(21) (略)</p> <p>(22) 1.13.3(2)について、添加する安定剤に酸素依存性がある場合は、当該安定剤が有効に働く酸素濃度の下限値を併記すること。 (23) 1.13.5.1及び1.13.5.2について、当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間を不活性化する場合、当該蒸気空間の酸素濃度が、安定化済証明書に記載された酸素濃度の下限値を上回るように不活性化を行うこと。</p> <p>(24)～(30) (略)</p> <p>(c) (略)</p>	<p>5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第8の3</p> <p>(a) (略) (b) 備考12の特別要件は、各要件ごとにそれぞれ次に掲げるところによるものとする。 (1)～(21) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(22)～(28) (略)</p> <p>(c) (略)</p>
<p>心得附則 (平成27年12月24日) (施行期日) 本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。</p>	